（保護者記入）

登 園 届

馬込ここわ保育園　施設長殿

組　氏名

病名

受診日　　年　　月　　日

医療機関名

上記の病状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので登園致します。

年　　月　　日　保護者名　　印

〇医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	発症時と投薬開始後１日間	抗菌薬内服後24時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで 【抗菌薬の内服を始めた日】 月　日（午前・午後　　時）
手足口病	手・足・口に水疱・潰瘍が発症した数日間	水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の１週間	全身状態が良い
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便にて一カ月程ウイルスを保菌している場合あり)	水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
マイコプラズマ肺炎	発症時と投薬開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス)	症状がある間と消失後一週間	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱しん	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになること
突発性発しん	—	解熱し機嫌と全身状態が良いこと

保育所は集団で長時間生活を共にする場です。
集団感染や流行をできるかぎり防ぐことはもちろん、子ども達が毎日快適に生活できることが大切です。
上記の感染症については、登園のめやすを参考にかかりつけの医師の診断に従い、登園届のご提出をお願い致します。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

（医師記入）

登 園 許 可 証

馬込ここわ保育園　施設長殿

組　氏名

病名

受診日　　年　　月　　日

登園可能日　　年　　月　　日

上記の病状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と診断します。

年　　月　　日

医療機関　　医師名　　印

〇医師が記入した登園許可証が必要な主な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ（A・B）	発症1日前から発症後3日程度	発症後5日経過し、 かつ解熱後3日経過
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症後5日経過し、かつ軽快後1日経過 （無症状の感染者の場合は、検体摂取日を0日目として、5日を経過すること）
百日咳		特有の咳が消失するまで、又は 5日間の適正な服薬治療が終了
麻しん（はしか）	発症1日前から発疹出現後の 4日後まで	解熱後3日経過
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から発症後4日程度	腫れが出現してから5日経過 かつ、全身状態の良好
風しん	発疹出現前7日から 出現後7日間程度	発疹の消失
水痘（みずぼうそう）	発疹出現2日前からカサブタに なるまで	全ての発疹のカサブタ化
髄膜炎菌性髄膜炎	－	感染の恐れがなくなるまで
咽頭結膜熱(プール熱) ※アデノウイルス感染症	症状が出現した数日間	主な症状が消え、2日経過
結核	－	感染の恐れがなくなるまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O-157、O-26、O-111等）	呼吸器から1～2週間程度 便から数か月間排出	症状が治まり、かつ服薬が終了し 2日あけて連続2回の検便によって いずれも陰性が確認
流行性角結膜炎 ※アデノウイルス感染症	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
急性出血性結膜炎	－	感染の恐れがなくなるまで

集団感染や流行をできるかぎり防ぐことはもちろん、子ども達が毎日快適に生活できることが大切です。
上記の感染症については、登園のめやすを参考にかかりつけの医師の診断に従い、医師が記入した登園許可証のご提出をお願い致します。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。